



# 佐賀県公報

平成16年  
3月12日  
(金曜日)  
第 12428号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する公示	(商工課)	一
○大規模小売店舗の変更に係る意見	( "	五
○ "	( "	六
○ "	( "	六
○ "	( "	七
○ "	( "	七
○ "	( "	八
○ "	( "	八
○ "	( "	九
○県管江福地区土地改良事業計画変更決定	(農林企画課)	九
○県管中村・五町田地区土地改良事業計画変更決定	( "	九
○公共測量の実施	(監理課)	一〇

### ○ 公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年3月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥栖プレミアム・アウトレット

鳥栖市弥生が丘八丁目1番地

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

鳥栖市鳥栖北部丘陵新都市内

(変更後)

鳥栖市弥生が丘八丁目1番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

未定

(変更後)

① アキレス株式会社

代表取締役 山中静哉

東京都新宿区大京町22番5号

② アデザインジャパン株式会社

代表取締役社長 ロブ・ラングスタッフ

東京都新宿区矢来町77番地

③ イトキン株式会社

代表取締役 辻村章夫

東京都渋谷区神宮前一丁目1番16号

④ 栄光商事株式会社

代表取締役社長 高橋哲

東京都渋谷区神宮前五丁目38番15号

⑤ カシオサポーターシステム株式会社

代表取締役社長 四谷壽男

東京都新宿区新宿五丁目17番9号

<p>⑥ 株式会社アトザインレッヂ 代表取締役社長 鈴木安喜雄 東京都墨田区石原四丁目15番4号</p> <p>⑦ 株式会社アトバーグ 代表取締役 徳田誠 東京都渋谷区神宮前三丁目5番6号</p> <p>⑧ 株式会社アールエヌエー 代表取締役 阿部博行 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号</p> <p>⑨ 株式会社アズノワズ 代表取締役 浅見英理 東京都渋谷区神宮前六丁目25番16号</p> <p>⑩ 株式会社アソドモア 代表取締役 黒田光久 東京都港区海岸三丁目20番20号</p> <p>⑪ 株式会社イグルースジャパン 代表取締役社長 高原祐馬 東京都港区北青山二丁目14番6号</p> <p>⑫ 株式会社エーピーシー・アート 代表取締役 三木正浩 東京都渋谷区神南一丁目11番5号</p> <p>⑬ 株式会社エスカダ・ジャパン 代表取締役 生田昭 大阪府大阪市西区阿波座一丁目3番15号</p> <p>⑭ 株式会社かねまつ 代表取締役 兼松孝次 東京都中央区銀座五丁目11番4号</p>	<p>⑮ 株式会社コール・ハンズ・ジャパン 代表取締役社長 高橋新 東京都中央区銀座八丁目5番6号</p> <p>⑯ 株式会社ゴールドウイン 代表取締役 西田明男 東京都渋谷区松涛二丁目20番6号</p> <p>⑰ 株式会社三峰 代表取締役社長 川村重仁 東京都新宿区新宿三丁目22番7号</p> <p>⑱ 株式会社ジェイテックス 代表取締役 笠原造 東京都港区港南二丁目16番1号</p> <p>⑲ 株式会社ナイキジャパン 代表取締役社長 シヤーマン・チャン 東京都品川区東品川二丁目3番12号</p> <p>⑳ 株式会社シテイナーヒル 代表取締役 中田勉 大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番4号</p> <p>㉑ 株式会社シュー・パズ 代表取締役社長 山田晋右 東京都中央区銀座六丁目7番12号</p> <p>㉒ 株式会社ジュン 代表取締役 佐々木進 東京都港区港南一丁目8番22号</p> <p>㉓ 株式会社ダイナトリミテッド 取締役社長 武井勇 東京都千代田区外神田三丁目1番16号</p>
--	---

<p>⑳ 株式会社ツツキ 代表取締役 都築卓 千葉県柏市柏344番2号</p> <p>㉑ 株式会社ニコル 代表取締役 木野村明廣 東京都渋谷区東一丁目32番12号</p> <p>㉒ 株式会社ネットワーク 代表取締役 山田孝夫 東京都台東区元浅草三丁目16番10号</p> <p>㉓ 株式会社バルス 代表取締役 高島郁夫 東京都港区西麻布一丁目8番7号</p> <p>㉔ 株式会社パレモ 代表取締役社長 中本敏幸 東京都中央区日本橋小伝馬町14番4号</p> <p>㉕ 株式会社ビーエスカンパニー 代表取締役 浅田茂夫 東京都港区高輪一丁目4番10号</p> <p>㉖ 株式会社ビームス 代表取締役社長 設楽洋 東京都渋谷区神宮前三丁目25番15号</p> <p>㉗ 株式会社ビッグジョンインターナショナル 代表取締役 尾崎篤 石川県倉敷市児島下の町一丁目12番27号</p> <p>㉘ 株式会社フオリアンジャパン 代表取締役 藤野勝巳 東京都港区六本木六丁目6番9号</p>	<p>㉙ 株式会社フチバトージャパン 代表取締役 ベルトランドストレー 東京都港区北青山三丁目6番16号</p> <p>㉚ 株式会社ブルックスグラーザーズジャパン 代表取締役 武井勇 東京都港区北青山三丁目5番6号</p> <p>㉛ 株式会社ボブソン 代表取締役 尾崎將 岡山県岡山市平野788番地</p> <p>㉜ 株式会社ラストコール 代表取締役社長 広瀬聖 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号</p> <p>㉝ 株式会社リーボックジャパン 代表取締役社長 桑原寛二 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地</p> <p>㉞ 株式会社リンク・インターナショナル 代表取締役 佐々木力 東京都港区南青山二丁目14番12号</p> <p>㉟ 株式会社ロイヤルコペンハーゲンジャパン 代表取締役 黒崎正幸 東京都港区三田一丁目4番28号</p> <p>㊱ 株式会社ワールド 代表取締役社長 寺井秀蔵 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号</p> <p>㊲ クイックシルバークジャパン 株式会社 代表取締役社長 ウォーリー・バーカー 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目2番43号</p>
---	--

<p>④② クリケット株式会社 代表取締役 藤本幹雄 東京都品川区大崎三丁目6番17号</p> <p>④③ クレアーズ日本株式会社 代表取締役社長 喜悦研二 東京都中央区日本橋蛸薬町一丁目14番9号</p> <p>④④ コーチ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 イアン・ビックリー 東京都港区北青山三丁目6番7号</p> <p>④⑤ サロモン&amp;テラーメイト株式会社 代表取締役社長 菱沼信夫 東京都新宿区矢来町78番地</p> <p>④⑥ ジーエヌエムジャパン株式会社 代表取締役 上田家歳 大阪府大阪市中央区博労町四丁目3番2号</p> <p>④⑦ シチズンニューフラッグ株式会社 代表取締役社長 芦澤良章 東京都西東京市田無町六丁目1番12号</p> <p>④⑧ ジャルダン株式会社 取締役社長 大川伸 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番5号</p> <p>④⑨ セイコーウオッチ株式会社 代表取締役社長 服部真二 東京都港区芝浦一丁目2番1号</p> <p>⑤⑩ セルジオ・タッキーマニ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 中橋剛 東京都新宿区坂町23番2号</p>	<p>⑤① ダイアナ株式会社 代表取締役社長 谷口秀夫 東京都中央区銀座六丁目9番6号</p> <p>⑤② 田崎真珠株式会社 代表取締役社長 田崎俊作 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目3番2号</p> <p>⑤③ テイソバーランドジャパン株式会社 代表取締役 砂田浩孝 東京都千代田区紀尾井町6番12号</p> <p>⑤④ トリソフ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 吉越浩一郎 東京都大田区平和島六丁目1番1号</p> <p>⑤⑤ ドルチェ&amp;ガッバーナジャパン株式会社 代表取締役 アルフォンソ・ドルチェ 東京都港区南青山三丁目1番31号</p> <p>⑤⑥ ビージービーウェアックスアリアジャパン株式会社 代表取締役 安東純 東京都中央区銀座二丁目3番2号</p> <p>⑤⑦ ヒロコシノ・インターナショナル株式会社 代表取締役 辻村浩一 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番10号</p> <p>⑤⑧ フーセンウサギ株式会社 代表取締役社長 渡辺幹男 大阪府大阪市西区新町二丁目2番2号</p> <p>⑤⑨ フルラジャパン株式会社 代表取締役社長 アレッサンドロ・ベッターリ 東京都港区南青山四丁目18番16号</p>
--	--

<p>⑥⑩ ベネトンジャパン株式会社 代表取締役 フラゲリツイオ・デナルデイス 東京都渋谷区神宮前四丁目3番10号</p> <p>⑥⑪ ベネリツク株式会社 代表取締役社長 安藤一郎 東京都港区南青山六丁目11番1号</p> <p>⑥⑫ ポーズ株式会社 代表取締役社長 佐倉 住芳 東京都渋谷区円山町28番3号</p> <p>⑥⑬ ボダムジャパン株式会社 代表取締役 牧義雄 東京都渋谷区猿樂町11番1号</p> <p>⑥⑭ ミキハウストレード株式会社 代表取締役 木村隆一 奈良県北葛城郡広陵町馬見南1番1号</p> <p>⑥⑮ 八木通商株式会社 代表取締役 八木雄三 大阪府大阪市中央区今橋三丁目2番1号</p> <p>⑥⑯ リーバイ・ストラスジャパン株式会社 代表取締役社長 ワリア・マルセデス・エム・コラーレス 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号</p> <p>(3) 変更した年月日 平成16年3月10日</p> <p>(4) 変更する理由 所在地及び小売業者が決定したため</p> <p>2 届出年月日 平成16年2月26日</p>	<p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年3月12日から 平成16年7月11日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年3月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 佐賀南ショッピングセンター 佐賀市本庄町大字本庄字二本黒木253番3</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町村名</p>
---	---

## 佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

## 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年3月12日から

平成16年4月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、唐津市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年3月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

唐津ショッピングセンター

唐津市鏡字立神4671番地 外

2 届出の内容

大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

## 唐津市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

## 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年3月12日から

平成16年4月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、大和町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年3月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンショッピングタウン大和A

佐賀郡大和町大字尼寺3535番 外

2 届出の内容

大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

<p>大和町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年3月12日から 平成16年4月11日まで</p>	<p>大和町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年3月12日から 平成16年4月11日まで</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、大和町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年3月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンショッピングセンター大和B・C 佐賀郡大和町大字尼寺2597番 外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の変更</p> <p>3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町村名</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、基山町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年3月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ基山店 三養基郡基山町大字長野字年の森1018番</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の変更</p> <p>3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町村名</p>

## 基山町

## イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

## (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

## 4 意見書の縦覧

## (1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

## (2) 縦覧期間

平成16年3月12日から

平成16年4月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、三日月町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年3月12日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三日月店

小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地

## 2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更

## 3 意見の概要

## (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

## 三日月町

## イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

## (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

## 4 意見書の縦覧

## (1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

## (2) 縦覧期間

平成16年3月12日から

平成16年4月11日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、江北町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年3月12日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド江北店

杵島郡江北町大字佐留志字二本松2000番 外

## 2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更

## 3 意見の概要

## (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名



<p>江北町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年3月12日から 平成16年4月11日まで</p>	<p>江北町</p> <p>イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし</p> <p>(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし</p> <p>4 意見書の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年3月12日から 平成16年4月11日まで</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、江北町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。</p> <p>また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。</p> <p>平成16年3月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 江北ショッピングセンター 杵島郡江北町大字山口字三本松1223番地 外</p> <p>2 届出の内容 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の変更</p> <p>3 意見の概要</p> <p>(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町村名</p>	<p>県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）江福地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年3月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）江福地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年3月15日から平成16年4月9日まで</p> <p>3 縦覧の場所 鹿島市役所</p> <p>県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）中村・五町田地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準</p>

用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月12日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県管土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）中村・五町田地区の変更後の  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成16年3月15日から平成16年4月9日まで
- 3 縦覧の場所  
鹿島市役所及び塩田町役場

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成15年3月12日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 公共測量（2・3級水準測量）
- 2 作業期間 平成16年2月3日から平成16年3月25日まで
- 3 作業地域 小城郡芦刈町南部、杵島郡福富町東部、杵島郡有明町南部及び  
鹿島市東部地域

購読料 一か年三六〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)